

岡山市防災力向上マンション認定制度

制度の概要

- マンションにおける防災対策の推進と地域コミュニティの醸成を図るために、ソフト面の防災対策に取り組む岡山市内のマンションを「防災力向上マンション」として認定します。

認定対象

- 2以上の住戸を有した3階建て以上の建築物（分譲・賃貸は問いません）

認定のメリット

認定マンションであることを市ホームページで公表します

マンション

- 定期的な防災訓練等により、マンション住民の防災意識が向上
- 備蓄物資の確保により、孤立時の対応が可能
⇒ マンションの購入や入居の増加が期待できます。

地域住民

- 洪水や津波等からの緊急避難が可能となり、避難先の選択肢が増加します。

マンションと地域住民との連携により、災害に備えた実効性の高い自助・共助の充実を図ることができます。

認定要件

全ての要件を満たすマンションに「認定証」を交付します

(1) 防災組織の設置

- ・マンションの管理組合、またはそれに準ずる組織の設置
- ・居住者用の水・食料・毛布・災害用簡易トイレ等の備蓄、家具転倒防止等の呼び掛け

(2) 防災マニュアルの作成

- ・各家庭での防災対策、居住者同士の安否確認等の活動内容を記載

(3) 年1回以上、防災訓練の実施

- ①安否確認訓練 ②消火訓練 ③避難訓練 ④給食給水訓練 ⑤救急救護訓練 ⑥防災資機材操作訓練
- ⑦図上訓練 ⑧防災講習会の開催（※1つ以上）

(4) 自主防災組織や町内会等との連携

- ①居住者の半数以上が自主防災組織や町内会等へ加入 ②町内会等と協力しての防災訓練の実施
- ③共用スペースの開放 ④連絡担当者の設置（※1つ以上）

(5) 災害時の地域住民の避難

- ・会議室や集会所等の共用スペースを提供

※制度の詳細や申請方法は、市のホームページをご覧ください。

（認定を受けたマンションは、毎年1回、活動状況報告書の提出が必要です）

【問合せ】 岡山市危機管理室 岡山市北区鹿田町1-1-1（電話086-803-1082）